

FAMICの自主回収件数のカウント方法

当情報を利用するに当たっての留意事項

2010年6月15日現在

1 掲載情報は、主に次の方法で収集しています。

- ① 食品企業等が新聞、自社ホームページ等で告知している自主回収情報。
 - ② 国又は地方公共団体等が公表している自主回収情報。
 - ③ 検索サイトで配信されているニュースとしての自主回収情報。
- 注意 収集優先順位は、①、②、③の順番としています。

2 収集した情報の整理方法は次のとおりです。

- ① 収集した情報に記載された文言で整理を行っています。
- ② 原則として、1事業者1告知を1回とカウントしています。
- ③ 製造委託商品の場合は、各販売業者による告知を1回とカウントしています。
- ④ 同一製品の複数の販売業者による告知は、1回とカウントしています。
- ⑤ 1事業者による複数商品の回収は、1回とカウントし、品目は最初に記載されたものを採用しています。
- ⑥ 複数の理由が記載されている場合は、最初に記載された理由を採用しています。
- ⑦ 品目は別紙の情報分類表に従って分類しています。
- ⑧ 行政機関からの回収命令による回収はカウントしていません。
- ⑨ 回収命令により回収対象とされた商品と同一ラインで製造した商品の自主回収はカウントしています。

3 その他留意事項

- ① 国内の自主回収について規模の大小を問わず情報を収集していますが、全てを収集できている訳ではありません。
- ② このホームページの引用等については、事前許諾の必要はありませんが、出所を明示してください。
- ③ 個別の収集情報に関するお問い合わせには一切お答えしていません。

出典元：農林水産消費安全技術センター(FAMIC)ホームページより